

新	旧
<p><u>愛媛県立歯科技術専門学校における授業料、入学料及び入学選考料徴収条例</u>  <u>（授業料、入学料及び入学選考料の徴収）</u>  第1条 愛媛県立歯科技術専門学校における授業料、入学料及び入学選考料（以下「授業料等」という。）は、この条例の定めるところにより徴収する。  <u>（授業料の額）</u>  第2条 授業料の額は、年額 <u>280,000円</u>とする。  <u>（授業料の納付時期）</u>  第3条 授業料は、<u>前期分については4月末日までに、後期分については10月末日までに、それぞれ年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。</u>  <u>（入学料の額）</u>  第4条 入学料の額は、<u>130,000円</u>とする。  <u>（入学料の納付時期）</u>  第5条 入学料は、<u>校長が別に定める期日までに納付しなければならない。</u>  <u>（入学選考料の額）</u>  第6条 入学選考料の額は、<u>20,000円</u>とする。  第7条 省略  <u>（授業料等の減免又は納付の猶予）</u>  第8条 知事は、休学中の者に対しては授業料を、災害その他やむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者に対しては<u>授業料等</u>を減免し、又はその納付を猶予することができる。  <u>（授業料等の不返還）</u>  第9条 既に納付した<u>授業料等</u>は、返還しない。ただ</p>	<p><u>愛媛県立歯科技術専門学校における授業料及び入学選考料徴収条例</u>  <u>（授業料及び入学選考料の徴収）</u>  第1条 愛媛県立歯科技術専門学校における授業料_____及び入学選考料_____は、この条例の定めるところにより徴収する。  <u>（授業料の額）</u>  第2条 授業料の額は、年額<u>80,400円</u>とする。  <u>（授業料の納付時期）</u>  第3条 授業料は、<u>月割により毎月10日までに納付しなければならない。ただし、知事は、特別の事情がある場合は、前納させることができる。</u>    <u>（入学選考料の額）</u>  第4条 入学選考料の額は、<u>2,200円</u>とする。  第5条 省略  <u>（授業料及び入学選考料の減免又は納付の猶予）</u>  第6条 知事は、休学中の者に対しては授業料を、災害その他やむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者に対しては<u>授業料若しくは入学選考料</u>を減免し、又はその納付を猶予することができる。  <u>（授業料及び入学選考料の不返還）</u>  第7条 既に納付した<u>授業料及び入学選考料</u>は、返還しない。</p>



新	旧
<p>考料(以下「授業料等」という。)は、この条例の定めるところにより徴収する。</p> <p>(授業料の額)</p> <p>第2条 授業料の額は、年額 <u>280,000円</u>とする。</p> <p>第3条 省略</p> <p>(入学料の額)</p> <p>第4条 入学料の額は、<u>130,000円</u>とする。</p> <p>(入学料の納付時期)</p> <p>第5条 入学料は、校長が別に定める期日までに納付しなければならない。</p> <p>(入学選考料の額)</p> <p>第6条 入学選考料の額は、<u>20,000円</u>とする。</p> <p>第7条 省略</p> <p>(授業料等の減免又は納付の猶予)</p> <p>第8条 知事は、休学中の者に対しては授業料を、災害その他やむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者に対しては<u>授業料等</u>を減免し、又はその納付を猶予することができる。</p> <p>(授業料等の不返還)</p> <p>第9条 既に納付した<u>授業料等</u>は、返還しない。ただし、授業料については、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>第10条 省略</p>	<p>考料_____は、この条例の定めるところにより徴収する。</p> <p>(授業料の額)</p> <p>第2条 授業料の額は、年額<u>80,400円</u>とする。</p> <p>第3条 省略</p> <p>(入学選考料の額)</p> <p>第4条 入学選考料の額は、<u>2,200円</u>とする。</p> <p>第5条 省略</p> <p>(授業料及び入学選考料の減免又は納付の猶予)</p> <p>第6条 知事は、休学中の者に対しては授業料を、災害その他やむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者に対しては<u>授業料若しくは入学選考料</u>を減免し、又はその納付を猶予することができる。</p> <p>(授業料及び入学選考料の不返還)</p> <p>第7条 既に納付した<u>授業料及び入学選考料</u>は、返還しない。ただし、授業料については、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>第8条 省略</p>

愛媛県立医療技術大学条例(平成15年12月19日条例第62号)の一部改正

第4条関係

新	旧
<p>(入学選考料、入学料及び授業料)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 入学選考料、入学料及び授業料(以下「入学選考料等」という。)の額は、別表のとおりとする。</p>	<p>(入学選考料、入学料及び授業料)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 入学選考料、入学料及び授業料(以下「入学選考料等」という。)の額は、別表のとおりとする。</p>

## 新

3 省略  
別表（第5条関係）

区分	学生	科目等履修生及び 特別聴講学生	研究生
入学選考料	17,000円	9,800円	9,800円
入学料	県内居住者	282,000円	84,600円
	県外居住者	423,000円	84,600円
授業料	年額	1単位につき	月額
	535,800円	14,400円	28,900円

備考 この表において、「県内居住者」とは、入学する年の前年の4月1日以前から本人又はその配偶者若しくは1親等の親族が引き続き愛媛県内に住所を有する者をいい、「県外居住者」とは、それ以外の者をいう。

## 旧

3 省略  
別表（第5条関係）

区分	学生	科目等履修生及び 特別聴講学生	研究生
入学選考料	17,000円	9,800円	9,800円
入学料	県内居住者	282,000円	84,600円
	県外居住者	423,000円	84,600円
授業料	年額	1単位につき	月額
	520,800円	14,400円	28,900円

備考 この表において、「県内居住者」とは、入学する年の前年の4月1日以前から本人又はその配偶者若しくは1親等の親族が引き続き愛媛県内に住所を有する者をいい、「県外居住者」とは、それ以外の者をいう。